

Ⅶ そ の 他

40 準 拠 法

この供給条件に関する権利義務は，日本法に準拠し，これにしたがって解釈されるものといたします。

41 管轄裁判所

需給契約に関する訴訟については，大阪地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

